

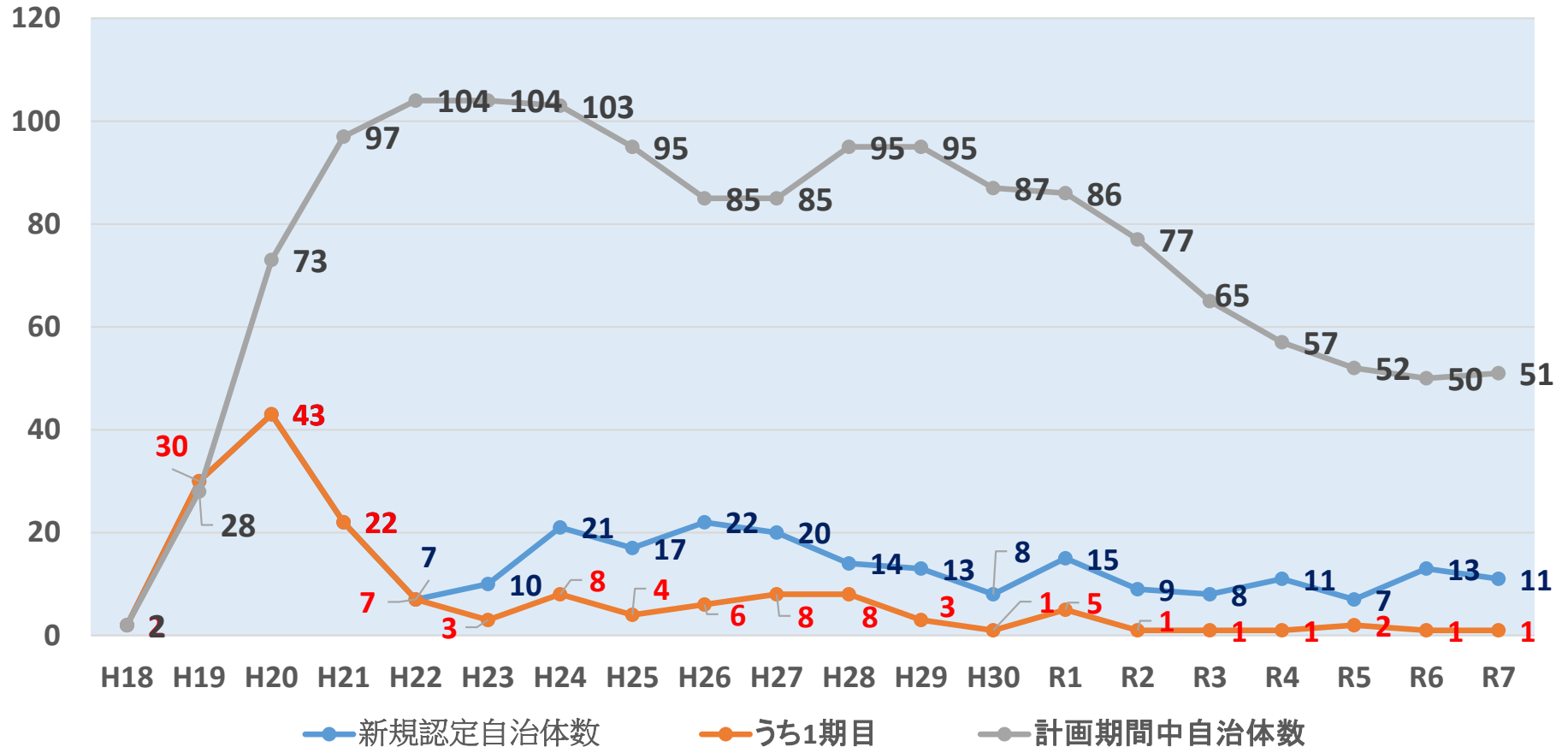
中心市街地活性化制度の現状

令和8年5月
内閣府地方創生推進事務局

中心市街地活性化基本計画の認定状況

- 中心市街地活性化基本計画期間中の自治体は51自治体(令和8年度4月時点)。
- 複数回の認定を受けている自治体が多く、4期目の認定を受けているのは21自治体(令和8年4月時点)。

【中活基本計画の自治体認定状況】令和8年4月現在



※複数計画を作成した自治体は3自治体(熊本市、北九州市、静岡市)

自治体規模別にみた認定自治体数の状況

- 基本計画の認定状況は、自治体規模別では人口30万人以上の市では39団体、約5割が活用
- 自治体規模が小さくなるにつれ認定の割合が減少

【これまでの基本計画の認定状況の自治体規模別の割合】

注) 自治体数は計画の認定した自治体を1カウントし、2期、3期の認定はカウントしていない。

	団体数	認定自治体数	割合
市 (人口30万人以上)	73	39	53.4%
市 (人口20万人以上～30万人未満)	37	15	40.5%
市 (人口10万人以上～20万人未満)	152	44	28.9%
市 (人口10万人未満)	530	55	10.4%
町村	926	4	0.4%

※令和8年4月時点
※全国市町村数=1,718

今後は、中規模の市を中心としつつ、小規模自治体も含め、
各自治体の課題や地域ニーズに応じて、
基本計画により取り組みやすくすることが必要。

中心市街地活性化制度の位置付け

地方創生に関する総合戦略(令和7年12月23日 閣議決定)(抄)

(3)地域の多様な主体と連携した、「まちの顔」となる中心市街地の活性化

商業、業務、居住等の機能が集積し、歴史・文化等地域資源や人々の活動、イノベーションが生まれる「まちの顔」である中心市街地について、商工会議所やまちづくり会社を始め、地域の多様な主体と連携して市町村が目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた認定基本計画を策定し、関係府省庁が重点的に支援するとともに、国はローカルファースト等の観点から「中心市街地活性化促進プログラム」を本年度改定し、伴走支援や好事例の横展開等の推進を図る。

地方創生2. 0基本構想(令和7年6月13日 閣議決定)(抄)

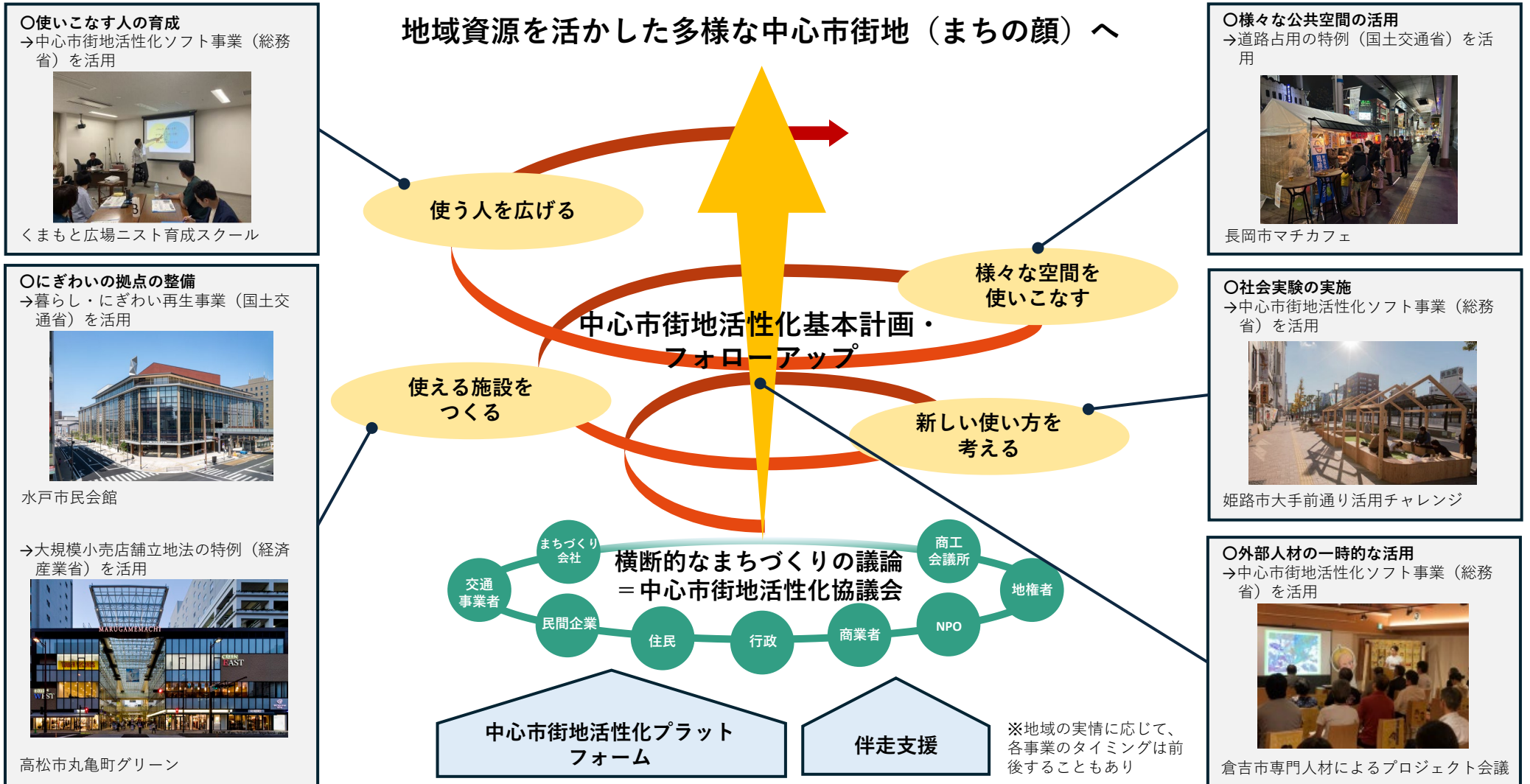
第3章 6. 政策パッケージ (1)安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

⑦将来を考えたまちづくり iv. 地域の個性をいかした地方都市再生

地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力を強化し、誇りや愛着を持てる個性ある持続可能な地方の都市再生を推進するため、まちの顔 にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進や、歴史まちづくりの裾野の拡大・加速、地域資源の保全・活用、公共空間等の更なる利活用による居心地が良く歩きたくなる空間の形成、多様な主体の参画によるエリアマネジメントなどを図るための制度改正や支援策の充実により、中心市街地を含め、地域の核となるまちを育てていく。

中心市街地活性化の実現に向けて

- 市町村は、まちづくりに関わる多様な関係者で構成される中心市街地活性化協議会と連携し、基本計画を作成。国の認定を受けることで、関係府省庁が連携した重点的な支援を活用することができる。
- 計画作成に向けては、多様なステークホルダーで横断的なまちづくりの議論を行い、地域に根付いた計画にしていくことが重要。
- 拠点整備だけでなく、新しい使い方を考え、まちの様々な空間を使いこなし、使う人を広げる活動を行うなど、各府省庁施策を組み合わせ一体的に実施していくことで、地域資源を活かした多様な「まちの顔」となる。



- 中心市街地の現状やこれまでの取組等を分析し、課題を明確化した上で、地域の個性をいかした都市像から基本的方向性を導出
- 基本的方向性に合致した目標を設定し、目標の達成状況を把握するための定量的な目標指標を設定
- 各目標指標に直接・間接的に寄与する事業を整理し、特に直接寄与する事業の成果の積み上げにより目標達成を図る

中心市街地活性化の課題

第1章1(2)

- ・ 中心市街地の現状・これまでの活性化の取組等を踏まえた分析から、中心市街地活性化にあたっての具体的な課題を整理

中心市街地活性化の方針(基本的方向性)

第1章1(3)

- ・ 中心市街地の現状、過去の取組から導かれる課題、「目指すべき地域の個性をいかした都市像」から、基本的な方向性を導出
- ・ 課題に具体的に対応する方針か、計画期間内に実現可能な内容となっているか、総合計画等の上位計画との整合はとれているかなどに留意

目標

目標

目標

第3章(1)

- ・ 中心市街地活性化の方針(基本的方向性)に合致した目標を設定

目標指標

目標指標

目標指標

第3章(3)

- ・ 目標の達成状況を的確に把握できるように、定量的な目標指標を設定
- ・ 一つの目標に対して複数の目標指標を設定したり、重点的に活性化を図りたい区域に限った目標指標を設定したりも可能

事業

事業

事業

事業

事業

事業

事業

事業

事業

第4章～

- ・ 目標達成に寄与する事業を設定(事業を実施しない場合の推計値から、目標値を達成できるように、事業の質と量を確保する)
- ・ 各事業が目標指標に対して直接的に効果が見込まれる事業(◎事業)か間接的に効果が見込まれる事業(○事業)に区分し、◎事業の成果の積み上げによって目標指標の達成を果たせるよう事業を構成
- ・ ○事業についても、◎事業の効果をより高める取組として、目標指標の達成に寄与することが重要

※第○章の標記は、中心市街地活性化基本計画上の章を指す。

持続可能な「中心市街地活性化」に向けた基本計画の策定・運用イメージ

- 中心市街地活性化基本計画は、目指すべき都市像を具体化するためのものであり、各目標は目指すべき都市像の主旨と合致することが必要
- 計画立案にあたっては、目標の内容や数、組み合わせが、目指すべき都市像を具体化するためのものとなっているかという視点が重要
- 二期目以降の認定にあたっては、前期計画における成果や課題を踏まえた計画策定(目標・目標指標の設定、事業の見直し等)が必要

目標・目標指標の設定は妥当か

都市像との関係

・方針・目標・目標指標が「目指すべき地域の個性を生かした都市像」から導出されたものとなっているか。

現状・課題の分析

・目指すべき都市像からみた現状の課題を定量・定性の両面から分析できているか。
・前期計画で設定した目標・目標指標の達成(未達成)の要因を分析しているか。

計画への反映

・計画における目標・目標指標の設定にあたり、左の分析の結果が生かされているか。

目標・目標指標の妥当性

・目標設定の理由や目標値の根拠が論理的に説明できるか。
・推計値は、感染症や災害、地域における特殊事情などの社会情勢等を踏まえた適切な値となっているか。
・目標・目標指標が容易に達成できるものとなっていないか。

事業内容や事業数は妥当か

・目標達成にあたっては、事業を実施しなかった場合の推計値から目標値を達成するための事業設定が必要(基本的に目標値は、推計値に◎事業の成果を積み上げて達成を目指す。各◎事業の効果については論理的に説明できる必要あり)



目標値を達成するための事業の量と質の確保

- ・目標や目標指標の達成に資する事業が確保されているか。
 - ・既存事業の事業内容や量の見直しがなされているか。
- ※フォローアップの際には、その都度、目標達成に向けた事業の量と質の見直しが必要。

個別事業の考え方

	◎事業	○事業	対象外
目標・目標指標との関連	直接的	間接的	ない
目標・目標指標に対する寄与	寄与する	寄与する	寄与しない

◎事業	目標・目標指標との関連が直接的である事業。目標値を達成するため事業が寄与する具体的な値を算出。
○事業	目標・目標指標に寄与し、目標指標との関連が間接的である事業。
対象外	目標・目標指標との関連性が論理的に示せない事業は計画に掲載できない。

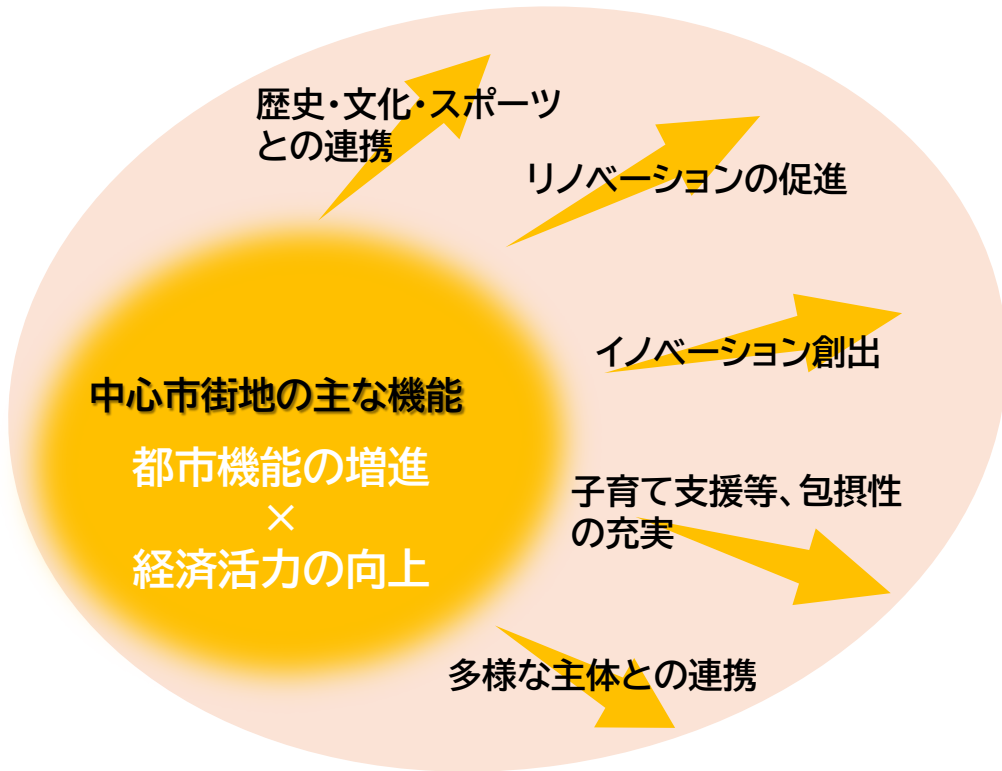
- 「目標・目標指標との関連性」…当該事業を実施することが、目標や目標指標の達成に対して直接的に効果を及ぼすかを示します。(直接的な関連がある例)目標指標「中心市街地の人口」に対する住宅整備事業による人口増、目標指標「空き店舗数」に対する空き店舗対策事業による空き店舗減など。
- 「目標・目標指標に対する寄与度」…当該事業が目標・目標指標に対して実際に効果があるか(二期目以降の自治体においては前期計画中に効果があったか)を示します。

→二期目以降の計画やフォローアップにあたっては、前期計画の成果や事業実施状況から、各事業の目標・目標指標との関連や寄与度を改めて分析し、質量の両面から、事業内容や事業掲載の見直しを実施することとし、漫然と事業継続することのないよう留意

中心市街地活性化制度を活用した効果的かつ効率的な施策展開

- 中心市街地活性化基本計画は、「目指すべき地域の個性を生かした都市像」を具現化するためのツール
- 都市機能の増進や経済活力の向上といった従来の中心市街地活性化の取組に加え、まちなか(中心市街地)に求められる様々な課題に対応するためには、中心市街地活性化担当部局以外との連携を密に図り、効果的かつ効率的な施策展開を行っていくことが重要

中心市街地に求められる機能



都市機能と経済活力を一体的に高め、分野横断の連携により、中心市街地活性化の効果を最大化することができる。

【都市機能の増進】×【経済活力の向上】 木更津市(千葉県)

景観や安全面に配慮した歩道を整備し賑わい創出を図りながら、空き店舗マッチングや創業支援、リノベーションの推進により商業機能の活性化を図る取組



富士見通り歩道再整備イメージ

空き店舗補助金(支援実施例)

木更津駅みなと口(西口)から港まで続く富士見通りにおけるアーケード撤去や無電柱化、歩道の再整備等のハード整備を進め回遊性の向上を図るとともに、空き店舗補助金等により新規出店を促し、木更津駅周辺の賑わいの向上を図っている。

→他部局の連携を前提とした地域政策室(企画部)が取組の中心

【都市機能の増進】×【イノベーション創出】 長岡市(新潟県)

「イノベーション地区」を掲げ、産業振興の拠点整備に加え、産官学金が連携して起業支援などソフト事業を行う取組(事例3-1-1-①)



米百俵プレイス「ミライエ長岡」

中高生向け人材育成事業「ミライエデジタルクラブ」

ミライエのスタジオでの起業スクール

目指す都市像として「イノベーション地区」を掲げ、図書館やコワーキングスペースなど様々な機能を集約した新拠点を整備。郊外の4大学1高専などの共同研究や起業支援、小学生や中高生向けのイベント、起業創業サポートなどを行い、新たな人づくり・産業振興を図っている。

→他部局の連携を前提とした副市長直轄の中心市街地整備室が取組の中心

【都市機能の増進】×【子育て支援の充実】 山口市(山口県)

遊びや学びを通じて子どもが生きる力を育み成長できる環境づくりや、子育て家庭を支援する取組(事例4-1-1)



空き店舗を活用したアート展示

VIVISTOP YAMAGUCHI

コロガルあそびのひゃっかてん

商店街の空き店舗を活用し、子どもたちのものづくりの拠点の開設やアート作品の展示、人材育成プログラムを実施。アートが持つ人と人をつなぐツールとしての機能により、商店街のコミュニティ形成や人材育成につなげている。

→他部局の連携を前提とした中心市街地活性化推進室(商工振興部)が取組の中心

中心市街地活性化基本計画において一体的に取り組んでいる事例

- 中心市街地活性化基本計画は、まちづくりの方向性に沿って、各府省庁の様々な支援措置を活用しながら、中心市街地活性化制度によるハード施策とソフト施策を組み合わせ、一体的にまちづくりを推進していくもの。
- 中心市街地活性化に資するその他支援措置についても、基本計画に盛り込むなど、中心市街地活性化制度と併せることでより効果的かつ効率的に実施をしている事例もある。

中心市街地活性化制度での取組事例

社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（茨城県水戸市）

基本方針：人々が訪れたい魅力づくり
目標指標：芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口



水戸市民会館

社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）を活用し、芸術・文化の活動を発信し、新たな交流や活力、にぎわいが創出される市民会館を整備。

中心市街地活性化ソフト事業（総務省）を活用し、市民会館をPRしながら、全国規模の大会や会議、学会、展示会など、新たなコンベンションを誘致。



ねぎサミット

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（島根県雲南市）

基本方針：魅力的な商業集積とイベントによる賑わいの創出
目標指標：中心市街地の年間商品販売額



コトリエット

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に位置付けられた、地元の食材を活かした飲食店をはじめとする個性的な店舗が集まるオープンモールを整備。

中心市街地活性化ソフト事業（総務省）を活用し、地元食材等を活用したマルシェや軽トラ市、屋台出店等のイベントを実施。



まめカー市

まちづくりに関わる他制度も活用した取組事例

都市構造再編集中支援事業（山形県長井市）

基本方針：快適・安全で市民や観光客が集まる魅力あるまちづくり
目標指標：各施設利用者数



都市構造再編集中支援事業（国土交通省）を活用し、多機能型図書館機能と子育て支援機能を併せ持つ施設で、西置賜地域のシンボルとなる滞在型交流施設を整備。

中心市街地活性化ソフト事業（総務省）を活用し、本施設で、イベントの開催や展示会などを実施。



くるんと

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（長崎県長崎市）

基本方針：交流の産業化の推進
目標指標：中心市街地の年間延べ宿泊客数



長崎さくら

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文部科学省）を活用し、伝統的建築物や国指定文化財の保存修理を実施。

中心市街地活性化ソフト事業（総務省）を活用し、歴史的建造物などを巡るまち歩きツアーを実施。